



松戸市は遺贈による寄附を受け入れており、このことを推進するため、 千葉銀行と協定を締結します

○趣旨

- ・特定非営利活動法人国境なき医師団日本の「終活と遺贈に関する意識調査2017」によると、終活の一つである遺贈について、6割以上の方が「遺贈の意向がある」と答えております。
- ・本市でも遺贈についての問合せをいただくことがあり、これからは遺贈についての潜在的な相談需要は高いと考えられます。
- ・松戸市に遺贈を行うことを希望される場合、「死亡後に財産の一部を松戸市に寄贈する」旨の遺言書の作成が有効になります。
- ・一方、遺言書に法的な効力を持たせるためには、民法で定められた方式で作成しなければならないことや、遺言執行者を遺言で指定すること、遺留分の取り扱いなど専門的な知見が必要になります。
- ・そのため、これまで市では遺贈をご希望される方に対する十分な対応ができていないことが課題となっておりました。
- ・上記の理由により、本市では、市民に遺贈について広く知っていただくとともに、遺贈をご希望される方の具体的な相談に対し、専門的な知見からの確かなアドバイスを行えるようにするため、株式会社千葉銀行と遺言を活用した遺贈に関する協定を締結することと致しました。
- ・本協定の締結については、千葉市に続き、県内2例目となります。

○協定締結の目的

遺言を活用した遺贈による松戸市への寄附を希望する方に対し、松戸市が株式会社千葉銀行を紹介し、株式会社千葉銀行が保有する専門的な知見を活用した助言等を行うことで、希望者の意志が円滑に実現されること。【資料1】

○協定締結の具体的効果

- ①市主催の高齢者等を対象とした、遺言や遺言の活用に関するセミナー等で、千葉銀行信託コンサルティング部の専門スタッフが無料で講義を行います。また、セミナー等の場で松戸市が遺贈による寄附を受け入れていることをPRいたします。
- ②遺贈をご希望される方には、最寄りの千葉銀行各支店において、千葉銀行信託コンサルティング部の専門スタッフが、遺言の種類や特徴、遺言を作成する場合の留意点等を説明し、具体的な相談の中で専門的な知見からの確かなアドバイスをいたします。
(要予約・希望者1人に対し1回限り無料)

※①については県内初の実施。(千葉市では実施していない)



○遺贈に係る市内連携体制

対象者	内容（関係課）	実施日
市民	☆広報まつど、市HP等による周知（総務課）	協定締結日から (広報は10/15号)
	☆市役所、各支所、市民センター等での周知チラシ【資料2】の設置（市民自治課・広報広聴課広聴担当室）	協定締結日から
	☆高齢者対象のセミナーの開催（高齢者支援課）	令和2年1月以降
民生委員、 介護事業者 ほか	☆民生委員・児童委員対象のセミナーの開催（地域福祉課）	令和2年3月26日
	☆ケアマネージャー研修会での遺言研修（介護支援課）	令和2年1月以降
	☆介護事業者専用サイトでの紹介（介護支援課）	協定締結日から
	☆特別養護老人ホームへチラシ配布（介護支援課）	令和元年11月以降

○協定締結式

日 時：令和元年10月9日（水）13時30分から10分程度

場 所：新館5階 市民サロン

出席者：以下のとおり

株式会社 千葉銀行	松戸市
篠崎 忠義 取締役専務執行役員	本郷谷 健次 市長
淡路 睦 執行役員地方創生部長	伊藤 智清 副市長
久保島 淳一 信託コンサルティング部長	市川 明宏 総務課長
中村 旬治 松戸支店長	

※当日取材をご希望の場合は、お手数ですが10月8日（火）正午までに以下の問い合わせ先までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

○添付資料

資料1. 遺言を活用した遺贈に関する協定書（案）

資料2. 松戸市は遺言による寄附(遺贈)を受け入れています（案）チラシ

【問い合わせ先】

総務部総務課 ☎047-366-7305



参考資料

協定締結に至った背景

◆近年終活や遺贈に対する人々の関心が高まっている

- ・「終活」認知度・・・96.4%
・うち、「終活」を行う理由・・・「家族に迷惑をかけたくないから」が71.2%
(「終活に関する意識調査」H29公益財団法人地方経済総合研究所)
- ・「遺贈の意識」・・・60歳以上単身者のうち、42.6%が遺贈寄附の意識を保持。
・「60歳以上の遺言書の作成状況」・・・8.4%
・「遺言書に遺贈を記載している」・・・上記準備者のうち、1.3%
(「遺贈に関する意識調査」H29公益財団法人日本財団)
- 「将来遺贈の意向がある」・・・61.6%
(「終活と遺贈に関する意識調査2017」特定非営利活動法人国境なき医師団日本)

各自治体の対応

◆関心の高い自治体は取り組みを行っている

- 行政においても遺贈に対する関心が高まっており、チラシ等を作成し市民に対して遺贈を呼びかける自治体も増えている。

県内：千葉市（㈱千葉銀行と協定締結）、習志野市（チラシの配布）

県外：埼玉県（武蔵野銀行と提携）、兵庫県（㈱三井住友銀行と協定締結）、

堺市（市HPによる遺贈呼びかけ）、相模原市（市HPによる遺贈呼びかけ）、

町田市（チラシの配布）

【インターネット及び千葉銀行調べ】

本市の状況

◆問い合わせ・実績

- 本市に対し、遺産の一部を寄附したいとの問合せ等は、毎年数件程度ある。そのほとんどが、土地や建物の寄附に関するものであり、遺言の中の遺留分にかかるものもある。なお、これまで現金寄附として遺贈されたのは、1件のみである。

遺贈H25：(旧齋藤邸所有者遺言執行者)：1件5百万円

◆相続に対する市民の関心は下記のとおり高い

- ・一般民事相談における相続に関する相談1,234件、構成比：22.0%
- ・専門相談における相続に関する相談229件、構成比：25.6%
- ・税務相談における相続税や贈与税関係相談 構成比45.5%

【H29年度広聴と市民相談（松戸市広報広聴課広聴担当室）】

松戸市（以下「甲」という。）と、株式会社千葉銀行（以下「乙」という。）は、遺言を活用した遺贈に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、遺言を活用した遺贈による甲への寄附を希望する方（以下「希望者」という。）に対し、乙が、保有する専門的知見を活用した助言等を行うことで、希望者の意思が円滑に実現されることを目的とする。

（対応）

第 2 条 甲は、希望者に対し、乙を紹介することができる。

2. 甲は、希望者に対し、乙の遺言信託業務に係る契約の媒介や代理を行うことはできない。

3. 甲は、乙に対し、希望者の個人情報等を提供することはできない。

4. 乙は、希望者の、遺言を活用した遺贈に関する相談に応じる。また、相談は、希望者 1 人に対し 1 回限り無料とする。ただし、相談に応じることが困難であると乙が判断した場合、乙は相談を辞退することができる。

5. 乙は、希望者との相談において、乙の取扱う商品を紹介することができる。

6. 乙は、甲に対し、希望者との個別具体的な相談内容を開示することはできない。

7. 乙は、甲が主催する高齢者等を対象としたセミナーの講師派遣について、甲から依頼があった際には、誠意をもって対応する。

（手数料）

第 3 条 本協定については、甲乙とも手数料等の報酬の支払いは要さない。

（期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から 1 年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第 5 条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し、疑義などが生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県松戸市根本 387 番地の 5

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次

乙 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 2 号

株式会社 千葉銀行

取締役頭取 佐久間 英利

松戸市は遺言による寄附(遺贈) を受け入れています

遺贈とは、ご自身が死後に残した財産を、遺言によって特定の個人や団体に寄附することです。

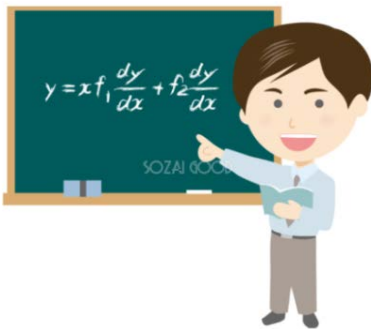
本市では、「自分が亡くなった後、残った財産を福祉やまちづくりのために役立ててもらいたい」といったご相談をいただくことが近年増えております。

松戸市ではこのようなご希望にお応えするため、(株)千葉銀行と提携しております。

皆様のご遺言による寄附(遺贈)としていただいた大切な財産は、寄附者のご意志を尊重し、市政運営に活用させていただきます。

◆いただいた寄附の使い道の一例

●教育活動



●子育て支援



●高齢者福祉



●医療活動



●公共施設等整備



●将来ご自身の財産を寄附する方法について

亡くなられたときにご自身の財産を寄附するためには、寄附を希望される方が「亡くなった際に金融資産の一部を松戸市に寄附する」旨の遺言書を作成する方法が有効です。

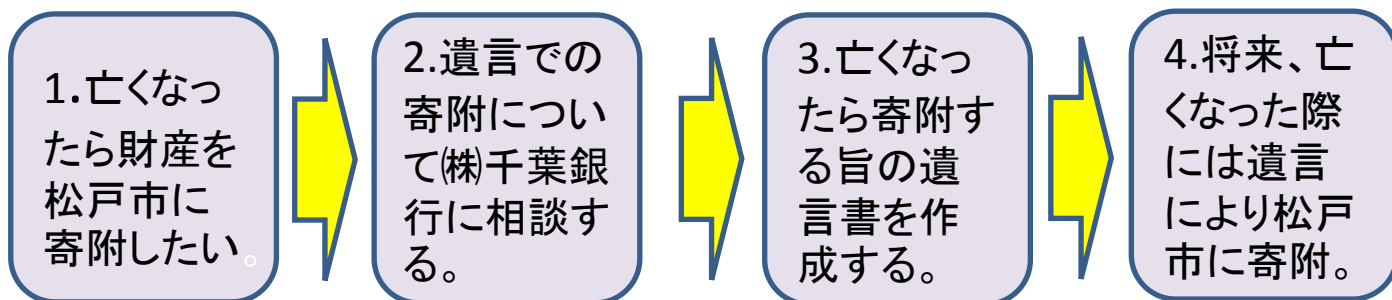
(遺言書作成上の主な留意点)

- ・遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた形式で遺言書を作成する必要があります。
- ・遺言書を作成しても亡くなられた後にその内容が自動的に実現するものではありません。遺言の内容を実現する「遺言執行者」を遺言で指定する必要があります。
- ・遺言により相続人の相続分の指定や遺贈を行った場合でも、「遺留分」として法律上、兄弟姉妹(甥・姪)以外の相続人には一定限度の相続財産の確保が保障されております。

※遺言書の作成には、これらの留意点を含めた専門的な知見が必要となります。以下の株千葉銀行信託コンサルティング部にご相談いただければ、専門スタッフが丁寧に説明を致します。

市役所でも法律相談や行政書士相談において相続関係の相談をお受けしております。(広聴担当室047-366-7319へ要予約) ※書類の作成はしていません。

●遺言により、ご自身の財産を寄附するまでの流れ



※遺言により、財産を寄附する条件として一定の義務を課される「負担付遺贈」、係争の原因となる恐れのある遺贈、法令の制限や制約がある遺贈を受け付けることはできません。

●松戸市提携先金融機関について

(株)千葉銀行と松戸市との提携により、遺言による寄附(遺贈)のご相談が希望者1名に対し1回限り無料で受けられます。(千葉銀行信託コンサルティング部専門スタッフより、遺言書の種類や各種遺言の特徴、遺言書を書く場合の留意点などの「遺言書の書き方」を説明させていただいたうえで、ご質問や具体的なご相談に対応させていただきます。)

ご希望される方は最寄の千葉銀行各支店でご相談を受けることができます。(要予約)是非ご利用ください。

【ご連絡先】 (株)千葉銀行 信託コンサルティング部 TEL043-301-8178

